

浦添市島桑産業振興事業補助金交付規程

(目的等)

第1条 この告示は、本市の島桑に係る産業振興を図るため、市内に事業所（営業所等を含む。以下同じ。）を有する事業者が行う島桑に係る販路拡大に関する事業（以下「浦添市島桑産業振興事業」という。）の経費に対し、予算の範囲内において浦添市島桑産業振興事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、島桑に係る販路拡大を支援することを目的とする。

2 補助金の交付に関し必要な事項は、浦添市補助金等の交付に関する規則（平成24年規則第3号。以下「規則」という。）及び沖縄振興特別推進市町村交付金交付要綱（平成24年5月7日沖縄県企市第324号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 島桑の栽培を行う、又は島桑に関する商品の加工及び販売等を行うこと。
- (3) 単独事業者又は共同事業体（複数の事業者で構成する事業体）であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、浦添市島桑産業振興事業に係る経費とし、補助金の額は補助対象経費の合計に補助率8割を乗じて得た額以内で市長が認める額とする。

(事業計画の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、浦添市島桑産業振興事業補助金事業計画申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(事業の採択、不採択の通知)

第5条 市長は、前条の浦添市島桑産業振興事業補助金事業計画申請書の提出を受け

たときは、関係書類を審査し、事業の適否を決定した上、浦添市島桑産業振興事業補助金事業計画書（採択・不採択）通知書（様式第2号）により事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 前条の採択通知書を受けた事業者は、浦添市島桑産業振興事業補助金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、これを審査した上で補助金の交付を決定したときは、申請者に対し浦添市島桑産業振興事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、浦添市島桑産業振興事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

（事業内容及び経費の配分の変更）

第8条 前条の交付決定通知を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、浦添市島桑産業振興事業補助金変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、補助金の交付決定の内容を変更することが適当であると認めたときは、補助金の変更交付決定を行い、浦添市島桑産業振興事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により事業者へ通知するものとする。

（遂行状況報告）

第9条 交付決定事業者は、補助事業の遂行状況について、補助金の交付のある年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日において浦添市島桑産業振興事業補助金遂行状況報告書（様式第8号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定のあった年度の2月末のいずれか早い期日までに浦添市島桑産業振興事業補助金実績報告書（様式第9号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の確定通知)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、検査調書（様式第10号）を作成し、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金等の交付を決定した内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、浦添市島桑産業振興事業補助金確定通知書（様式第11号）により交付決定事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、次に掲げる場合には、第7条及び第8条の交付の決定の全部又は一部を取消しすることができる。

- (1) 事業者が法令又はこの告示に基づく市長の指示に違反した場合
- (2) 事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の取消しをした場合は、浦添市島桑産業振興事業補助金交付取消決定通知書（様式第12号）により通知する。

3 市長は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領日から納付の日までの期間に応じて、規則第18条に定める割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第20条に規定する処分を制限する財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(雑則)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和４年９月13日から施行する。